

生活基礎編 / I. 在留関係

●住所が決まったら、住民登録をします●

中長期在留者は、住所が決まったら、14日以内に在留カード（まだ、在留カードを受け取っていない場合はパスポート）を持って、住んでいる地域の区役所に行き、住民登録をします。転入届を出すと住民票が作成されます。

※在留カードはいつも携帯しなければいけません（16歳以上の方）

中長期在留者とは？

次の項目に当てはまらない方です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

住民票とは？

住民の名前や住所を記録した帳票で、住民の居住関係を証明したものです。車の売買契約や住居の賃貸契約の手続きなどで、住民票の写しが必要になります。（1通300円）

●引越しをする●

市内で引越す場合

引越してから14日以内に引越し先の区役所で手続きしてください。在留カードと、お持ちの方はマイナンバーカードをお持ちください。

仙台市以外に引越す場合

それまで住んでいたところの区役所で引越す前に手続きします。引越し先の住所が日本国内の場合「転出証明書」がもらえます。それを持って、引越してから14日以内に引越し先の役所で手続きします。在留カードと、お持ちの方はマイナンバーカードをお持ちください。

※家を解約する方法は、P10に書いてあります。

●持っている在留資格以外で仕事をする（収入をとまなう場合）●

資格外活動の許可が必要です。出入国在留管理局で手続きします。ただし、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格の方は許可を受ける必要はありません。

【必要なもの】

- 資格外活動許可申請書
- パスポート
- 在留カード

※ 申請の内容により、以下の書類を求められる場合があります。

- 資格外活動の具体的な内容が分かる資料（雇用契約書の写し、雇用先の事業案内など）
- 申請者の現在の在留活動の内容が分かる資料（職務内容が書いてある在職証明書など）

●日本国外に行き、その後再入国したい●

在留期間内に一時出国し、再び入国して、それまでの在留資格で在留しようとする場合、出国前に再入国の許可を得ておきます。

再入国許可は1回限り有効なものと、許可期間内は何回でも使用できる数次有効のものがあ
ります。再入国許可の有効期間は、在留期間内に限られ、原則最長で5年（特別永住者の
方は6年）です。

【必要なもの】

- 再入国許可申請書
- パスポート
- 在留カード
- 収入印紙（1回限り3,000円、数次有効6,000円）

「みなし再入国許可」

中長期在留者が日本国外へ出るとき、出国から1年以内（特別永住者は2年以内）に再入国する場合は、原則として再入国許可は必要ありません。（これを「みなし再入国許可」といいます。）有効なパスポート及び在留カードが必要です。

- ※ みなし再入国許可は、その有効期間を延長することはできません。
- ※ みなし再入国許可の期限より在留期限が早い場合は、その在留期限までに再入国しなければいけません。

※ 次の場合に当てはまる方については、みなし再入国許可の対象とならないため、通常
再入国許可を得る必要があります。

- ① 在留資格取消手続中の人
- ② 出国確認留保対象の人
- ③ 収容令書の発付を受けている人
- ④ 難民認定申請または難民認定に係る審査請求を行っている人としての活動を指定された

「特定活動」の在留資格をもって在留する人

- ⑤ 日本国の利益また公安を害する行為を行うおそれがあることその他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足る相当の理由があるとして出入国在留管理庁長官が認定する人

在留関係について詳しくは

<p>外国人 在留総合 インフォメーションセンター</p>	<p>平日 8:30-17:15 TEL:0570-013904 (IP電話・海外からの電話 TEL:03-5796-7112) (日・英・中・韓・ベトナム・ネパール・他11言語)</p>
<p>仙台 出入国在留管理局</p>	<p>〒983-0842 宮城野区五輪1-3-20 TEL:022-256-6073 または 022-256-6076 (日) Email: info-tokyo@i.moj.go.jp (日・英) (Eメールでの問い合わせには、東京出入国在留管理局が対応します。)</p>
<p>出入国在留管理庁 (中長期在留者の在留管理 制度に関する手続き)</p>	<p>https://www.moj.go.jp/isa/index.html (日・英・中・韓・ベトナム・ネパール・他)</p>
<p>外国人 在留支援センター (FRESC)</p>	<p>平日 9:00-17:00 TEL:0570-011000 (日・英) (IP電話・海外からの電話 TEL:03-5363-3013) https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/frescO1.html</p>

●在留カードを無くした/盗まれた!●

- ① 近くの警察署に行きます。いつ・どこで無くした、盗まれたなどの証明書(盗難届受理証明書など)をもらいます。そこで、届出番号をもらいます。
→誰かが見つけて警察署に届けたら、連絡がきます。
- ② 証明書と届出番号を持って、出入国在留管理局に行きます。再交付申請をします。
- ③ 問題なければ、その日のうちに在留カードがもらえます。
注意)再交付申請は、そのことに気づいた日から14日以内に手続きをしなければいけません。パスポート・写真(4cm×3cm)が1枚必要です。

●マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)●

日本で住民票を持っている一人ひとりに、12桁の「マイナンバー(個人番号)」が振り当てられます。住民票のある外国人(中長期在留者と特別永住者など)にもマイナンバーは割り当てられます。マイナンバーは「個人番号通知書」に記載されて、住民票登録後に登録

した住所に簡易書留で送付されます。

このマイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続などで利用され、アルバイトや仕事を
する際に勤務先に提出したり、大学で奨学金を申請する際にも必要となります。マイナン
バーは一生変わりません。マイナンバーカード（※）をなくしたり、必要がないときにマイ
ナンバーを他人に提供したりせず、大切に扱きましょう。

※ 「マイナンバーカード」

マイナンバーの通知後に市町村に申請をすると、身分証明書として様々なサービスに
利用できる「マイナンバーカード」が交付されます。マイナンバーカードは、氏名、住所、
生年月日、性別、マイナンバーが記載された、顔写真付きのICカードです。

詳しくは：出入国在留管理庁HP マイナンバーカードを作って、便利に生活しましょ

う！ <https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/mynumbercard.html>

（日本語の他、多言語で見ることができます）